

食品安全委員会緊急時対応専門調査会

第6回会合議事録

1. 日時 平成16年7月14日(水) 14:00 ~ 16:00

2. 場所 委員会中会議室

3. 議事

(1) 危害要因別緊急時対応マニュアルについて

(2) その他

4. 出席者

(専門委員)

丸山座長、飯島専門委員、岡部専門委員、春日専門委員、小泉専門委員、近藤専門委員、但野専門委員、田中専門委員、土屋専門委員、元井専門委員

(事務局)

齊藤事務局長、一色事務局次長、杉浦情報・緊急時対応課長、鈴木(章)課長補佐

5. 配布資料

資料1 緊急時対応専門調査会に当面調査審議を求める事項

資料2 - 1 食品安全関係府省におけるマニュアルの関係

資料2 - 2 危害要因別緊急時対応マニュアルの体制に着目した分類
(案)

資料2 - 3 危害要因別緊急時対応マニュアルの科学的知見に着目した分類(案)

資料3 - 1 食品安全委員会の緊急時対応の流れ

資料3 - 2 食品安全関係府省における危害要因別緊急時対応マニユ

アルに必要と考えられる事項（案）

資料 3 - 3 食品安全委員会における危害要因別緊急時対応マニュアルに必要と考えられる事項（案）

資料 4 米国で発生した B S E 問題について

参考資料 1 食品安全関係府省緊急時対応基本要綱

参考資料 2 食品安全委員会緊急時対応基本指針

6 . 議事内容

丸山座長 それでは、時間になりましたので、ただいまから食品安全委員会第 6 回「緊急時対応専門調査会」を開催させていただきたいと思います。

お暑い中をお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

本日の出席の専門委員は 10 名でございまして、吉川専門委員、山本専門委員、渡邊専門委員が御欠席との連絡をいただいております。岡部専門委員は、後ほどいらっしゃるといことになっておりますので、このまま議事に入らせていただきたいと思います。議事に入る前に、緊急時対応専門調査会専門委員の交代がございましたので、紹介をさせていただきます。羽生田専門委員が退任されまして、新たに土屋隆専門委員をお迎えしております。土屋先生の方から、申し訳ございませんが、自己紹介をどうぞよろしくお願いいたします。

土屋専門委員 ただいま、御紹介いただきましたように羽生田前委員に代わりまして、出させていただきますこととなりました日本医師会常任理事の土屋でございます。食品に関する厚労省等のいろいろな会合に出させていただきますが、私どもにとりましてこれは直接的に関係のあることでございますので、一生懸命勉強させていただくつもりでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

丸山座長 ありがとうございます。

また、事務局におかれましては梅津食品安全委員会事務局長が退任されまして、7 月 1 日より齊藤登新事務局長が就任されておられます。齊藤事務局長より、簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

齊藤事務局長 御紹介いただきました齊藤でございます。

7 月 1 日をもちまして、食品安全委員会事務局長を命じられました。前職

は、農林水産省の消費安全局の参事官ということで、私もともと植物防疫とか、農薬とかの関係をかなりやってまいりました。そういう関係で、こちらの方へということになったんだらうと思います。

委員の皆様方ができるだけ業務がやりやすいようにということで、事務局として最善を尽くしてまいりたいと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

丸山座長 ありがとうございます。

もう一つ、議事に入らせていただく前に、事務局から資料の確認をお願いします。鈴木補佐お願いいたします。

鈴木(章)課長補佐 そうしましたら、資料の方確認をさせていただきたいと思います。お手元にあります資料をごらんになりながら、お聞きいただければと思います。

まず、資料1といたしまして、「緊急時対応専門調査会に当面調査審議を求める事項」というもの、2枚紙かと思いますがございます。

それから資料2-1といたしまして、「食品安全関係府省におけるマニュアルの関係」。資料の2-2といたしまして、「危害要因別緊急時対応マニュアルの体制に着目した分類(案)」。

資料2-3といたしまして、「危害要因別緊急時対応マニュアルの科学的知見に着目した分類(案)」。

続きまして、資料3-1といたしまして、「食品安全委員会の緊急時対応の流れ」というもの。

それから、資料3-2といたしまして、「食品安全関係府省における危害要因別緊急時対応マニュアルに必要と考えられる事項(案)」。

資料3-3といたしまして、「食品安全委員会における危害要因別緊急時対応マニュアルに必要と考えられる事項(案)」。

資料4といたしまして、「米国で発生したBSE問題について」。

参考資料といたしまして、参考資料の1「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」。

参考資料の2といたしまして、「食品安全委員会緊急時対応基本指針」。

以上がございます。何か過不足等ございましたら、事務局の方に申し付けていただければ、今、お持ちいたします。御確認のほどお願いいたします。

丸山座長 資料の方、皆様方いかがでございましょうか。もし、過不足があったら御連絡くださいませ。

それでは、議事に入らせていただきます。これまで、緊急時対応専門調査会は計5回、開催してまいりまして、各専門委員の御検討によりまして、「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」というもの、それと「食品安全委員会緊急時対応基本指針」という、この2つを作成させていただきました。これらは、4月15日に開催されました第41回食品安全委員会会合におきまして了承されております。

今回の専門調査会からは、これらの基本要綱とか、あるいは今、申し上げたこの基本指針を基に、新たに危害要因ごとの個別の緊急時対応マニュアルの分類、並びに事項について検討していただくことを予定しております。したがって、本日の議事はこの個別のマニュアルをどういうふうにつくっていくかということに審議を今回から始めさせていただくこととなります。

それから、先ほど資料の説明にもございましたように、BSEに関する御説明を後でしていただくことになっております。

今日は、主にこの2つの議題でございます。

まず、1番目の危害要因別緊急時対応マニュアルというものについて、なぜこれをこうしなければいけないのかという、今までの流れ、それから今後検討していただくということについて、事務局からまず説明をしていただきたいというふうに思っております。杉浦課長よろしく願いいたします。

杉浦情報・緊急時対応課長 ただいま、座長から今回の会合から危害要因別のマニュアルの検討に取りかかることになったという説明がございましたけれども、その経緯につきまして資料1に基づいて説明させていただきます。

「緊急時対応専門調査会に当調査面審議を求める事項」ということで、先週7月8日に食品安全委員会で決定されました。

2ページ目の上半分をごらんいただきたいんですけども、まず「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」が今年1月16日に閣議決定されました。この中での第4で、「緊急事態の発生に備えて、委員会及びリスク管理機関は、相互に連携して、緊急時における国の対処の在り方等に関するマニュアルを作成し、公表するとともに、主要な危害要因等については、

個別に、緊急時対応マニュアルを作成し、公表する」とされております。

それから、下の半分でございますけれども、今年度の「食品安全委員会運営計画」の第2の1の④におきまして、まず緊急時対応専門調査会を開催して、「危害要因別の個別マニュアルの検討」というのを6月から7月ごろ開始するということが記載されております。

それから、第5の3におきましても、危害要因ごとの個別マニュアルを策定するということと具体的には、その時期につきましては、6、7月ごろに「個別マニュアルを策定すべき危害要因の特定及び優先順位付けを行い、その後、順次、当該危害要因ごとに個別マニュアルについて検討し、委員会において審議した上で、委員会及びリスク管理機関が相互に連携して策定し、公表する」ということが決められております。このような規定に基づきまして、先週木曜日の食品安全委員会におきまして、当専門調査会に対しまして、危害要因別のマニュアル案の検討・取りまとめに取りかかるようにという指示があったものでございます。したがって、本日の会合におきましては、今後事務局の方で個別マニュアルを起草するに当たりまして、念頭に置くべきことと忌憚のない御意見をいただければというふうに考えております。

丸山座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明のようにこの危害要因別緊急時対応マニュアルの位置づけということは、御理解いただけたと思います。これは委員の先生方御承知のように、個別マニュアルの話は今ここで初めて出したわけでなしに、今まで論議の中に出てきた筈です。それを具体的に今回から進めていこうということになっているわけでございます。

ただ、もう少し論点を整理して、この個別マニュアルというものをつくっていくのかということについて、少し踏み込んだ事務局側の御説明があった方が、皆様方の御意見をいただくにもよろしいかと思っておりますので、その御説明をいただいた後、先生方の御意見を賜りたいと思っております。

では、その先をよろしく申し上げます。鈴木補佐申し上げます。

鈴木(章)課長補佐 そうしましたら、資料の2-1、2-2、2-3を用いまして、ちょっと説明をさせていただきたいかと思っております。この資料を用いまして、特に2-1から入らせていただきますが、今まで先ほど座長の方からも説明がございましたとおり、先生方につくっていただきました基

本要綱というもの、それから基本指針というもの、その置かれている状況。それから、危害要因別の分類を今後行っていく上で、どのようなやり方があるのかということを通じた認識を持って、検討していただければなと考えております。資料につきまして、説明を引き続きさせていただきます。

資料の2 - 1をごらんください。資料の2 - 1でございますが、「食品安全関係府省におけるマニュアルの関係」という資料でございます。こちらの資料、何を申しておりますかと言いますと、先ほど申し上げました2つのつくっていただいた基本要綱と基本指針、これが社会の中でどのような位置づけになっているかというのを1枚の紙に示したものでございます。

真ん中にまず注目してください。「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」というのがございますが、こちら関係府省と言われます農林水産省、厚生労働省、環境省、そして食品安全委員会、こういった食品に係る機関がどのような形で何か政府一体の対応になったときに対応していくのかというものを決めた基本要綱でございます。詳細につきましては、参考資料といたしまして1番で基本要綱というのを付けさせていただいております。この要綱の位置づけと申しますのは、各省庁、例えば左の上でございます厚生労働省におきましては、「厚生労働省健康危機管理基本指針」というもの、健康危機管理という観点からつくったマニュアルのようなもの。

それから、農林水産省におきましては「農林水産省緊急時対応基本指針」。

それから、環境省におきましては「環境省における食品安全に関する緊急事態発生時の対応について」というもの。

それから、我々の食品安全委員会におきましては、「食品安全委員会緊急時対応基本指針」という、それぞれの組織の中でのマニュアルというものがあまして、それを何と申しますか接着するような形で、緊急対策本部がつくられるような場合というようなときの手続論というものを規定したものでございます。現状の食品安全関係府省におきますマニュアルの関係というのは、このような中で成り立っているということをちょっと御理解いただければと思って、この資料を出しております。

続きまして、資料2 - 2でございます。「危害要因別緊急時対応マニュアルの体制に着目した分類(案)」というものでございます。こちらの資料の趣旨でございますが、本日以降の検討では危害要因別のマニュアルというも

のをつくるということの審議をお願いしている次第でございますが、その中で当然危害要因というのはどのようなものがあるのだろうかということがまず大前提で議論としてあるのかと思います。その中で、我々どもの方、事務局サイドで資料として整理させていただいたものが、この資料 2 - 2 と資料 2 - 3 という形になっています。

資料 2 - 2 につきましては、先ほど説明させていただきましたような体制に着目した分類というものを少し考えてみました。まず、この資料の中で A としまして「基本要綱に基づくマニュアル」というものがございますが、こちらの趣旨でございますが、4月15日に策定していただきました食品関係府省で合同で対応するような緊急事態が起こった場合には、緊急対策本部をこのようにつくるという取り決めをした基本要綱をベースにした体制というものを念頭に置きながら区分した場合には、どのような形に細分化していくことが可能なのかというものを示した図でございます。

この下の方の矢印見ていただきますと、まず最初に「食品事故・事件」というのが矢印として出ております。ここは、事件、事故というものとそれ以外のものというものでそもそもそういう有害物質等が入っていることが偶然性で入っている、あるいは意図的に入っているということと、何か知らないうちに入っている、事故の場合もそういうことございますが、ものでは対応が違うのではないかという観点で1つ横に出ているというもの。

更に、上2つでございますが、「短期間で発生する危害」と「長期間経て発生する危害」という2つを分類させていただいていますが、こちらの趣旨でございますが、短期間、例えば目の前でいろいろな健康危害が現れて人が倒れていくとか、そういったようなことが起こっている場合と、何十年後あるいは何年後にひょっとしたらこういう危害が出るかもしれないというようなことによって、何かの緊急事態が起こった場合というものを想定した場合には対応が違うのではないかとということで分類をさせていただいているものでございます。

それから、Bの方を見ていただきますと、「官邸主導で対応するマニュアル」というのがございます。こちら実は、首相官邸の方でオペレーションルームというのを持っておりまして、緊急事態のうち大規模な自然災害、火山の噴火ですとか地震ですとか、それからテロですとか、原子力災害などとい

うようなものが起こった場合には初動体制というものを官邸中心に行うというものが決まっております。そちらの体制につきましては、「緊急事態に対する政府初動対処体制」についてというものが平成 15 年 11 月 21 日に閣議決定されたものに基づく体制でございます。この中で、いろいろなものがございまして食品に関係するだろうと思われる、可能性のあるものを探して見ますと、その中の原子力災害、それから N B C テロ、N B C と申しますのは、核と生物剤とか、それから化学物質、つまり、N u c l e a r、B i o l o g i c a l、C h e m i c a l といもののテロというものが関係してくる可能性があるのではないかということから、下に 2 つ特記して書いてある分類の方法でございます。資料の 2 - 2 は、このような形で現状の手続、体制等に勘案して分けるという場合にはどのような形の考え方があるかというものを整理した資料でございます。

続きまして、資料 2 - 3 について御説明さしあげます。

資料 2 - 3 でございますが、これは科学的知見に着目した分類(案)という形になっています。通常ハザードということでございますと、その物質がどういう悪さをするかというようなことから分類を行うものかと考えますが、その中でどのような分類ができるのかということを一一般論としてつくったものでございます。

まず最初に考えられるのは、我々は食品安全委員会という立場でございますので、食品に起因するのかもしれないのかというところは非常に大きな分かれ道なのかなということから 1 つ目に分かれて書いてございます。

「食品に起因する」というものであれば、当然リスク評価等考えるときに一般的に言われていますのは、「生物学的危害要因」微生物などの問題というとき。それから「化学的危険要因」、化学物質、農薬等々あるかと思いますが、このような分け方。それから「物理的危険要因」放射線等というようなもの。このような形の大きな分け方ではございますが、分け方は一般的には考えられるのではないかと。

それから「食品に起因しない」もの。これは、そもそも食品安全委員会でどこまで対応するかということも議論の余地が大きくあるかと思いますが、仮に食品に起因しなしものというものがあつた場合にはどのようなことがあるかというのを考えますと、知見が知られているものと知られていないも

のでは若干の対応が違うのかなということから分けさせていただいたものでございます。

以上のような形で分けて、分類、こちら先ほどの資料2 - 2と2 - 3につきましては、これはどちらがベストでどちらが、善か無かというような形の議論もありますでしょうし、どうやってミックスをしていくのかという議論、そういったいろいろな観点の御意見等あるかと思えます。その辺りを踏まえまして、先生方の御審議のほどをいただいて、たくさんの御意見いただければ、今後の事務局の作成に役立つのかなと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

丸山座長 ただいま事務局の方から2つの御説明をいただきました。これから危害要因別のマニュアルをつくるということになるわけなんですけど、今、事務局の方で具体的には資料2 - 2と2 - 3という形でもって、こういう分類の仕方があるのではないかという、そういう御提案をいただいたんですが、この個別の要因別のものをどういうふうに分けていくのかという論議を、最初に委員の先生方から御意見をいただければと思っております。

いかがでございましょうか。

なかなか難しい問題で、私自身がこの個別の、あるいは要因別というものをどういうふうに分けるのかなということをよく理解していない、正直言って具体的な案というものがなかなか持てないで困っているところなんですけど。

いかがでございましょうか。

元井専門委員 1つよろしいでしょうか。

丸山座長 元井先生、どうぞ。

元井専門委員 この危害要因別の切り口に関してですが、先ほど説明ありましたように既に基本要綱や基本指針が決められており、基本要綱の中では対象となる緊急事態というのは、3つほど大まかに分けられています。緊急事態における危害要因別の決め方については、恐らくこのつながりがはっきりしないと具体的に提案しにくいと思えます。そこで、この基本要綱の3つの対象となる緊急事態にそれぞれ要因を組み入れられるようにしたらいいかかと思えます。どのような要因を組み入れるかちょっと今、私もはっきり考えはないんですけども、先にある要綱等々をうまく組み合わせないと、

なかなか理解しにくいというところがあるので、3つの緊急事態に対するそれぞれの要因を組み合わせてもらいたらいかがかなとは思いますが。

丸山座長 事務局の方で今の元井先生の御意見、その基本要綱にある3つのところとの、それとその要因別というものをどういうふうに考えるんだというところが確かに1つのポイントだと思うんですが、それについていかがでございますか。

鈴木(章)課長補佐 基本要綱にある3つのものというのは、実は非常に抽象的というようなものかと考えます。例えば、先ほど申し上げました2つ目の方の科学的知見に基づくみたいな分類案ですと、いろいろなハザード、必ずどこかに入っていくのかなというように考えております。

もう一方、対象という形で先ほどのを考えさせていただきますと、この3つに分けている要因というのが、1つ目が大規模な災害みtainなもの。それから、2つ目が科学的な知見が十分ではないもの。それで、3つ目は社会的影響を勘案してというようなことで、また切り口が若干違うのかなという感じがします。そうしますと、これと例えば要因というのを組み合わせるときには、ソートするときは大分オーバーラップをしながら入っていくのかなと、先ほどの案の中だと考えます。

例えば、この3つが危害要因というような形で考えるというような形、この緊急事態の場合分けを考えてやっていくというやり方も1つの考え方としてはあるのかなと思いますが、こちら当然これから策定していただきます危害要因別のマニュアルはこの要綱と指針を超えることはできませんので、これに基づいた形というような形になりますので、これは対象となるようなものがどこかに加わっていく、ただそれがオーバーラップしながら加わっていくのかなというふうに考えます。

丸山座長 元井先生、いかがですか。

元井専門委員 そういう危惧はあると思いますし、当然、要綱の方はかなり概要的なものですから、具体的ではないです。ですけども、考え方としまして、そこに組み入れていく。オーバーラップするところは整理していくというような考え方をすれば、突如としてこういう危害要因が出てくるよりは、むしろ自然に形で整理されていくのではないかなと思います。どういうふうに整理していくかは、これからの問題だと思うんですが、考え方としてはや

はりそういう手順というのですか、順序というのが必要ではないかなと。

それから、もう一つは、ちょっと違う話ですけども、リスク管理機関の方でそれぞれ個別のマニュアルがつくられていますね。リスク管理の方ですから対応のしかたは若干違うと思いますが、そこで一体どういう要因に対応しているかというところの調査をして、それと整合性をとれるように、ただし、リスク評価とは合わない面が出てくるかもしれませんけれど、リスク管理機関の動きとある面で連動させないと独立したものになってしまうので、動かすときに動きにくいというようなことがあるのではないかなと思うんですけども。

鈴木(章)課長補佐 先生の御指摘のところ、特に後段の方かと思います。我々どもも、各省どのようなマニュアルを持っているのかということ进行调查させていただきまして、資料2-1のような結果が出てきたというものでございます。この中で、実は大きな枠としてこういうマニュアルが今のところあると、そして、その中で当然各省の中でハザードというのを分けているというような現状が実際ございます。そのハザード一つひとつを全部同じにするということは現実的に不可能なのかなと考えています。その中で、例えば、先生の御指摘のありましたような、あるハザードとあるハザードとあるハザード、3つぐらいあったとします。それが食品安全委員会で今後先生方に御審議いただき、決めていただくような危害要因とどのように対応するのかということは突合することは最終的には必要なのかなと考えています。なぜかと申し上げますと、そのような交通整理をしておかないと、当然これは緊急時のマニュアルでございますので、緊急時のときに交通混乱が起こるということあるかと思っておりますので、この危害要因が例えば食品安全委員会でAという危害要因ができたとして、このAは厚生労働省ではここに対応しているものがありますというようなこと、農林水産省のマニュアルの体系の中でこのようなところに対応していますというような線引きは、我々がこれからする作業の中では明らかにしていかなければいけないのかなと思っております。

ただ、この危害要因を先に調整を図ってからつくるという考え方もありますが、現状いかんせん、この4つ、3つですか、我々どもを抜くと、この体系ができ上がっているという現状がある。この現状にいかにかアダプトしていくかというところがありますので、今、事務局サイドで考えておりますのは、

例えば、厚生労働省が一番いろいろに細かくつくられているかと思いますが、健康という観点からつくっておりますが、この部分については我々のハザードではここが対応していますというようなパーツをつくって示していくということで、その交通整理ができるのかなと考えております。

丸山座長 ありがとうございます。

ただいま、元井先生の方から2つの御提案、御意見が出されたので、後の方はそのリスク管理とリスクの評価というものを、マニュアルをつくっていくに当たってきちっと整理をしておかなければいけないだろうと。この個別のマニュアルというのは、かなり大きな部分がリスク管理の方にウエートが置かれると思うんです。だから、その資料2-1のようにこういうものを整理をしていただいたんですが、この緊急時対応専門調査会が、個別のマニュアルをつくとすると、リスク評価の面からどこまでやらなければいけないのかということを決めておかなければいけないのではないかと、こういう御指摘だったと思います。今、事務局からは一応の整理をしていただいたところですが、特にこの管理と評価ということに関して、今後の作業に向けて、もう少しその辺りを説明しておいていただくとありがたいんですが、いかがでしょうか。

杉浦情報・緊急時対応課長 一般的なマニュアルでは関係府省の基本要綱ということで、関係府省申合せという形で関係府省の合意の下で作った、関係府省にすべてに関係するものと、もう一つ食品安全委員会だけに適応される基本指針というのを2種類御検討いただいたんですけれども、個別マニュアルについても全く同じようにこの2つのレベルについて策定していただくということになるかと思いますが、それで、この一般マニュアルについて思い出していただければわかるかと思うんですけれども、やはり基本要綱というのは関係府省に共通するものですので、どちらかという定義とか連絡網とかそういったことが中心になるかと思いますが、その後、各関係府省がその所掌に応じて、取るべき措置を定めたマニュアルというのは、それぞれリスク管理の方について定めたものと、当委員会であれば、リスク評価あるいはリスクコミュニケーションを中心に定めるということで所掌に応じて、細分化されるということになるのではないかと思います。

丸山座長 ありがとうございます。

それから、もう一つの元井先生の御指摘は、基本要綱というのがある、その基本要綱の一番最初に対象となる緊急事態等という項目で、ここは緊急事態とはそもそも何なんだということで、この委員会でさんざん論議をして、そして3つに分類したということをお客様方思い出していただければいいんですが、先ほど元井先生の方からも御指摘あったように、1つは大規模の、あるいは大規模広域と。それから、もう一つは、科学的知見が十分でない、もう一つは社会的反響が大きいという、この3つに絞って整理をしたという経緯があるわけなので、これを土台にしてこういう切り口でこの要因別のマニュアルをつくっていいのではないかと、こういう御提案だったわけですが、勿論、こういうのは相互に関係をしていくことなんですが、ほかの先生方の御意見いかがでしょうか。 小泉先生。

小泉専門委員 私自身、まだよく理解できていないのが、このマニュアルを食品安全委員会がつくった場合に、どういう上下関係になるのかということです。というところちょっと過激かもしれませんが、各省庁でもそれぞれつくっておられるわけですね。そうすると、食品安全委員会が更にこの要綱に確かに「作成すること」と書いてあるから、作成することになるんでしょうけれども、作成したマニュアルはどういうふうに位置づけるのか、そしてまた、これをつくった場合に読者というか、だれを拘束するのか、だれに対してこういうものを発信するのか、その辺の今回つくろうとしているマニュアルの位置づけというものが、ちょっと私自身がうまく理解できないので御説明をいただけたらと思います。

丸山座長 それは、どうなんでしょう。この配られております資料の3 - 1を御説明願った方がむしろいいのではないかなというふうに思うんです。この基本要綱とその安全委員会の基本指針、こういうものができているわけですから、これがどういうふうに動いていくんだということを御説明をした方が、今の小泉先生の御質問に答えが出てくるのではないかなと思うのですが、では、もう3 - 1の方の説明をしていただきましょうか。

鈴木(章)課長補佐 わかりました。説明をさせていただきます。

資料の3 - 1「食品安全委員会の緊急時対応の流れ」というちょっと厚めの紙でございますが、資料をごらんいただければと思います。こちらの資料でございますが、先生方に作成していただきました基本要綱と食品安全委員

会の基本指針、この2つがもし事が起こった場合には、どのように流れていくのかというのを、1つの紙にまとめたのがこの1枚目でございます。

まず、この1枚目について御説明申し上げます。当然のことながら、何かの緊急事態が起こった後、この紙の上では「リスク管理機関」というもの、厚生労働省、農林水産省、環境省というところ。ここは、便宜的に厚労省企画情報課となっておりますが、ここで情報が第一報入ってきたという場合には、厚労省の企画情報課から関係する府省に連絡が入ると。「第一報の通報」というのが真ん中に書いてございますが、これが当課、「情報・緊急時対応課」に食品安全委員会の中では流れてくるというものでございます。

この情報が流れてきた後でございますが、当然のことですが、情報課内、通常ですと私のところに情報が入ってまいります。それを、可及速やかに「情報・緊急時対応課長」杉浦課長の方に御連絡を差し上げる。そして、指示をいただいた上で情報・緊急時対応課の中でまず集まらなければならないメンバーというのは、もう既定されておりますので、そのメンバーの招集をかけるということが左側の指示。

そして、この情報につきまして、当然、課長の方から「事務局長」、「委員長」というところに報告が上がりますという流れでまず委員長までこの話が伝わります。

委員長のところで、大臣への報告の必要性や局内の方針ということが、決定されるのだろうということから指示が出て、事務局長から「食品安全担当大臣」小野清子大臣に報告が上がるという流れで流れてまいります。

ここで、枝が大分分かりますので、まず真ん中の食品安全担当大臣の流れを見ていただければと思います。食品安全担当大臣が報告上がった後、この流れの中では緊急対策本部をつくるという流れはどうかということで記載してございます。当然、緊急対策本部を設置するのであれば、基本要綱の中の既定でございますが、関係大臣との「緊急協議」というのを行うことになっております。この協議を行った結果、緊急対策本部を設置することが決定され、緊急対策本部が設置されます。

緊急対策本部につきましては、基本要綱の中で定められておりますとおり、本部長は食品安全担当大臣、事務局も設置しますが、事務局長は食品安全委員会の事務局長になるという決まりがあります。その後、緊急対策本部にお

きましては、何回かの検討等を行ったりというようなことが行われた上で、最終的には本部の解散ということにめでたくいくということかと思えます。そうしますと、緊急な協議を行って本部の解散を行い、決まった後に食品安全担当大臣が本部を解散するという流れ。

それから先ほどの本部の流れの中で矢印が左下の方に1つ流れておりますが、事務局長は食品安全委員会事務局長でございますが、この緊急対策本部の事務を何人かやらなければならないというものを事務局各課に指示を出して処理を行い、運営をしていくというような流れになります。

矢印、前の方に戻っていただきまして、先ほどの事務局長から食品安全担当大臣への報告という矢印が左の真ん中ほどにございますが、ここにお戻りください。

左側の方、指示という形で「事務局各課」ということでございますが、これは食品安全委員会の事務局の中の流れでございます。事務局内、当然情報・緊急時対応課だけではございません。総務課、評価課、勧告広報課というようなのがございますが、それぞれの仕事というのがあります。その中で継続的な情報収集、こちらにつきましては情報・緊急時対応課で通常行っていくということになるかと思えます。それ以外に、例えば、こういう何か騒動が起こったときには、よく行われることがウェブ・サイト上にQ A形式で情報提供というようなことが行われたりする。そういったものをつくるに当たっては、事務局の英知、委員の先生方の科学的な知見というものを集結した上でつくっていくというようなことが行われるのではないかということが、この事務局各課という四角の中に書いてございます。

この下にあります、勧告広報課とございますのは、これは非常に事務的な手続の話でございますが、いろいろな情報について提供していくとき、この勧告広報課を通じてウェブ・サイト、あるいは記者レクが行われるのであれば、そういったものという形で流れていくという手続の話でございます。

それから、事務局長の下のところ、招集という矢印がついておりまして、局内協議というのが別個できております。当然、組織でございますので、何か事が起こったとき、我々の委員会の場合、委員の先生方、それから局長を初めとする管理職の方々、こういう方々がいろいろな協議を行って物事を決めていくということになるかと思えます。

その中で、こちらの1枚の紙の中では委員会が臨時に開かれるということを想定しております。通常木曜日に食品安全委員会というのは開かれておりますが、必要に応じて火曜日ですとか月曜日、あるいはもう緊急に開かれるということもございしますが、そういった会合が開かれる場合には緊急な会合を開くということになると思います。そうしますと、この場合は緊急事態が厚労省から流れてきているという前提ではございますが、関係するリスク管理機関から発生状況等について報告を受けるといようなこと、そういったものを行っていくということ。そして、事務局の各課ではそういったものにつまましての対応の事務的なことを行っていくといようなものを示したものがこちらの1枚紙でございます。

実は、2枚目の方をめぐっていただきますと、先ほどの議論から少し外れてしまいますので、座長どうでしょうか。こちら2枚目以降は、後ほどにしますか。

丸山座長 いや、もう少し要点を絞って、続けて説明いただいた方がいいと思います。

鈴木(章)課長補佐 わかりました。そうしたら、2枚目以降も説明をさせていただきます。

2枚目の紙につまましては、「初動対応編」と上に書いてございますが、先ほどの1枚の紙のうち、食品安全担当大臣への報告までを初動対応として記載したものでございます。書いてあることは、実は一緒でございます。通報が入ってから、事務局長、委員長へ報告が上がり、事務局長から大臣への報告がいくというものの流れでございます。この中で、下に四角が2つございますが、「現状の体制」と「課題事項」というのがございます。現状の体制というのは、現在食品安全委員会の情報・緊急時対応課において事務手続上やはり必要だろうというものを整備させていただいておりますが、整備された事項につままして記載しております。

例えばでございますが、委員会内あるいは大臣秘書官、リスク管理機関の情報連絡窓口といったところの連絡網を作成し、こちら実は非常に小さな紙をパウチいたしました形で我々ども、いつも財布の中に大切に閉まって持っているといような形で対応しております。

それから、一次参集要員の指名という形でまず集まらなければならない人

たちを指名してございます。

それから、当然のことではございますが、長期休暇時、その場合にはどこにいかれているか、それが細かくわからなくても、地上の電話と携帯電話を持っておられれば携帯の電話、あるいはホテル滞在されておればホテルというようなところの状況の把握、必要なメンバーについては把握をさせていただいております。

それから、当然のことながら関係府省との定期的な情報の交換のための会議等を開かせていただいております。

このような体制の中で、我々どもの中で非常にそれが適切かどうかは別といたしまして、課題としては何があるのだろうかということを考えさせていただきましたところ、こういった連絡網とかいろいろな整備はされていますが、実用的なこういうものを1つのものにまとめたものがあるのもいいのではないかなというようなことを記載したのが、右側の四角の中でございます。

続きまして、3枚目でございますが、同じように今度は初動対応に続きました対応というものの検証を若干させていただいたものでございます。食品安全委員会内の対応編という形でございます。

上の四角にございますのが、先ほどの情報収集の部分についての流れでございます。事務局長の指示を基にいたしまして、継続的な情報収集を行っていくと。こういった流れの中でこういったことを現状やっていますかというものでございますが、右側の上「現状の体制」では、「食品危害情報の収集先」例えば、昨今では食品のもの、国内の機関からだけの情報ではなかなか足りないところもございまして、アメリカ、EU等々の機関、FDAやCDC、勿論イギリスのDEFRAですとか、DOH、保健省、そういったところ、ホームページのアドレスを調べておきまして、通常大体このようなところをチェックはしておりますが、こういったところをやっておりますということ。

それから、下に「課題事項」というのがございますが、専門家リストというもの、なかなかこれがちゃんとした形で充実していかなければいけないのかなということ。

それから、電子ファイルとしてこういったときのものを保存し、有効に使えるような形をつくっておくべきではないか。

それから、参考資料や書物、当然のことながら何か緊急時起こったとき、教科書がどこにあるかわからないというような状況等を起こりますと、調べることができないのでそういった把握もしっかりしておかなければいけないというようなことを記載したものでございます。

下の段でございますが、同じように委員会内で今度は委員会を臨時で開く、臨時か木曜日の会合という形ではございますが、このような流れの中ではどのような体制かということに記載した部分でございます。現状でございますが、当然、委員会は定期的開催されておりますので、手続というものは常に円滑に行われているというものでございます。臨時の開催につきましても、通常の開催を曜日を変えて行うということ、時間的な短さというのはございますが、通常でございますとホームページに事前に掲載をして、記者クラブ等へお知らせをする。

当然、会議を開くのですから、資料の作成も行い、担当する各省の担当者への出席要請。それから、事によっては専門調査会の先生あるいは専門家という方々に出席を要請して来ていただくというようなことを行っております。

「課題事項」といたしまして、こちら記載してございませんが、ルーチンのところできている。強いて書いていないところではございますが、上げるとすればこういったものが一体化したものをつくるときに入れていくということが必要なのかなと考えております。

それから、4ページ目でございますが、こちらは先ほど御説明したうちの真ん中の部分。「緊急対策本部編」となっておりますが、まだ我々も緊急対策本部というのを開催したことがございませんが、こちらをやった場合どうなるのかということのを頭の中で考えながら書いたものでございます。先ほど説明しましたとおり食品安全担当大臣が緊急協議を行い、緊急対策本部を設置し、本部長となる。事務局につきましては、食品安全委員会事務局長が事務局長として就任するということが決まっています。最終的に、この本部解散について決まりますと、解散が行われるというような流れになっております。

「現状の体制」という形でございますが、通常こういったことを行うときには、各省との連絡、当然連絡するコンタクト先というところ、こういった

ところを明確化して、向こうのリスク管理機関、農林水産省、厚生労働省内の連絡体制もございませうが、我々との連携というものを密に行うための窓口等を設置しているということが行われております。

課題的な事項といたしましては、先ほども申し上げましたとおり、この緊急対策本部というのは、まだ経験のないことございませう。実は、この仕組みというものはできていませうが、手続を明確化していく必要はやはりあるのではないかとすることを記載させていただいたものでございませう。

以上がこの3 - 1につきまして、簡単ではございませうが、説明させていただいたものでございませう。御審議のほどよろしく願ひいたします。

丸山座長 小泉先生、御質問なされた答えがストレートに出ていないかもしれませうけれども、要綱と基本指針の2つを運用させていくと、安全委員会の中のいろんな事務的な作業も含めて、こういう流れになるということはできているんだという御説明だと思ひます。その上で先生、今の御質問のことは御理解いただけましたでしょうか。

小泉専門委員 そうしますと、御説明いただいたものをマニュアルという形で落とし込んでいくということですね。そうすると、危害要因別という、わざわざそこまでそんなに必要があるのかなという印象を持ちました。

丸山座長 ほかの先生方も多少、そういうお考えの先生もいらっしゃるのかなと思ひますが、いかがでございませうか。春日先生。

春日専門委員 私もこの資料を拝見してから、危害要因別、具体的になかなか考えを煮詰めることができません。ただ、基本的なこと、一般的なことなんでしょうけれども、何か緊急事態が発生したときに、これはどの危害要因別マニュアルに準ずるべきかということが、即座に判断できるような形が必要かと思ひます。それが可能なためには、そんなに危害要因別の個別マニュアルがたくさんあつては現実的ではないと思ひます。多くとも、私のイメージですけれども、5本以内ぐらいが目安かなという、そういう基本的な感覚だけは持てたところですね。

今、鈴木補佐の方から緊急時対応の流れについて御説明いただきましたけれども、これをお聞きすると、個別のマニュアルであつてもかなり共通の骨格があるのではないかと。全く別個に個別マニュアルを一からつくるのではなくて、共通骨格を1つ作つておいて、その中でどこの部分は個別対応が必要

かというところを明らかにして、大きな幹から各枝に流れるという、そういう流れの方が私としては考えやすいという印象を持ちました。

どうやって、個別が必要な部分を明らかにするか、またどのような危害要因別に分けるかという点については、今の時点では具体的なアイデアがないわけなんですけれども、もしかすると基本骨格、共通骨格のマニュアルをつくった上で、過去の事例ですとか海外の事例、あるいは全く想定されるような事例を当てはめて流してみる。それに伴って、ここの部分、緊急時対応の流れのこの部分からは、別個のマニュアルが必要だということが明らかになるのではないかと。また、どのような危害要因については、別にすることが必要だということが、そういうケーススタディーを通して、1つはわかってくるのではないかなという印象を持ちます。

また、それでなくても、例えば今日この会で、明らかに分けることが可能だというものは、もしかするとピックアップできるかもしれないというふうに感じました。

丸山座長 ありがとうございます。そうすると、春日先生、最初からそういう分類をすとかというのではなしに、包括的な基本骨格というものをまずはつくっておいてみる。あとは、何か事件、事態が起きるようなシミュレーションを描いて、そして必要があればさらに細分していくというように段階的に考えてもいいのではないかと、そのように受け取ってもよろしゅうございましょうか。

春日専門委員 はい。1つのアイデアとしては、そのとおりです。

丸山座長 ほかに、いかがでございましょうか。

田中先生、どうぞ。

田中専門委員 私は、今までの事務局の説明の中で、今回のが一番わかりやすいと思います。今までは、概念論、抽象論で、難しい役所言葉で複雑なものが複雑に入り組んで、迷路に入っているような状態で、なかなか理解しにくかった。ようやくここの具体的な各論、つまり個別という問題になってきて、初めてゴールが視野に見えてきた感じです。

そういう意味で資料2-2と2-3は、とてもわかりやすい。これで、マニュアルの骨格が見えてきたと思います。また、2-2の短期間と長期間と食品事故・事件と、2-3では要因によって3つに分けますね。これは、言

うならば平面的なものと同体的なものということで、両方の軸で見なければいけませんので、この分類はとても現実的でわかりやすいなと思いました。ただ、2 - 2の短期間と長期間と食品事故3つありますが、実は短期間と長期間というのは、現象を時系列的に見ている分類です。しかし、食品事故・事件というのは、短期間で現象が発生する場合もあるし、一方、悪意を持った人間がヒ素を投げ込んだような事件だと、半年、1年になって障害が出てくる。それが、実は事件であったというような場合は、長期間にわたって現象が出てきます。

したがって、ここは何も基本要綱に基づく体制にこだわらずに、結果的には生物学的か化学的か物理的かの2つの分類でいいのではなかろうかと思えます。

例えば、サリン事件のケースありましたね、地下鉄ではなくて長野の。あれは、私も専門家ではないから化学的なことはわかりませんが、だれ一人あれの中和剤の方法がわからなかった。ところが、ある大学の先生がサリンによる障害ではないかということのをホームページで開示して、初めて警察当局もそれがわかった。つまり、日本ではそういうふうな未知のものに対していろんな大学、研究機関、学者、あるいは民間企業がいろんなものを持っていても、それを到達するまでに時間がかかったわけです。

だから、そういう意味で食品に起因する化学的、物理的、生物的という、この3つの分け方は個別マニュアルをつくる時には重要になると思うんです。

今、補佐に説明してもらったものは、マニュアルではなくてこれはあくまでも情報の連絡体制であり、実務的な業務の流れでありまして、これは全然マニュアルと関係ない話であって、小泉先生の御質問には全然答えていないというのはそのとおりだと思います。だから、今日の専門調査会のテーマが、個別マニュアルということであるならば、原因から追っていくことによって、そういう問題が起きた場合に、食品安全委員会としては具体的に何をマニュアルとして作らなければいけないという、そういう方向性が2つ示されたので、クロスされたところに本当の具体的なマニュアルがあるのではないのでしょうか。そういう意味では、私はこれは今までの中で一番わかりやすいし、後は次のステップに入ってもいいのではないかなという感じいたしました。

丸山座長 ありがとうございます。田中先生の御意見としては、もう最初に御説明いただいた資料2と3というものが示されておるので、個別の対応というのは、これを軸に考えて具体的な作業に入ってよろしいのではないかと御評価でございますが、ほかに先生方いかがでございますでしょうか。

春日先生ちょっとニュアンスがお違いになるかもしれませんし、5つぐらいに基本のものをつくっておいて、多くないからせいぜい5つぐらいでいいのではないかと。5つぐらいというのは、何かそういう分類の基準というのは具体的にはお持ちなんですか。

春日専門委員 いえ。先ほどから申し上げているとおり具体的なイメージというのはまだつかめておりません。

丸山座長 余りたくさんは作る必要はないであろうということですね。

春日専門委員 そうです。とっさにどれに該当するかが判断できる範囲という意味で5つぐらいというイメージを持っただけです。

丸山座長 ありがとうございます。

飯島先生、どうぞ。

飯島専門委員 少し質問がずれるかもしれませんが、実際に春日先生がおっしゃったように何かを想定して、実質こういうような問題が起きたということでシミュレーションをして、どのぐらい時間がかかるか、どうなっているかというようなものを行った御経験があるのでしょうか。

丸山座長 今のところ特にそういうのはないのでしょうか。

飯島専門委員 いくつかの図が描かれていますが、どのぐらい時間がかかるのか等、非常に気になる部分があります。

以上です。

鈴木(章)課長補佐 訓練としてはございませんが、何度かこういう、何度というのは片手で折れないほど、電話でこういう一報が入ってきて、即座に委員長までお話を差し上げているという事例はたくさんございます。これは、訓練ではなく実際のものでございます。この例が適切かどうかはわかりませんが、食品に起因する疾患ではないのですが、鳥インフルエンザなどのときも当然、厚労省から一報が入った上で、その場で電話をかけて、受けますので当日は、実はお休みの日でございますして、成人の日でございますので、自宅で朝連絡を受けた上、そのまま課長へ連絡し、課長は即座に更に上

に連絡をするという手続を踏みました。時間として、ストップウォッチでということは残念ながらやっておりませんが、その情報がいわゆる抽象的な言葉ですので、このエマージェンシーリソースという形では適切かどうかわかりませんが、速やかにやれたのではないかと考えております。ただ、時間としては計算しておりません。

丸山座長 飯島先生、よろしゅうございましょうか。

ほかにございますか。最初の段階で共通の認識を持っていないと先に進めないものですから。田中先生は今日から具体的な検討に入っているという御意見をおっしゃっておられますが、全体の認識が十分でないまま先にいけませんので、まだ御質問があればいただきたいと思います。近藤先生、どうぞ。

近藤専門委員 米国のBSEだとか、それから今回の鳥インフルエンザの事件、ああいうのを見ていてもどうしてもやはり食品安全委員会というイメージよりも先に農水省、それから厚労省が我々ストレートに国民の最初におると、メディアからくるわけです。それを、やはり食品安全委員会というものの、国はそういう思いを1つにしながら、やはり主導的に、そういう危機管理の中で対応をするということになされていく今回の過程の中で、この個別、今のマニュアルができた場合はやはりそういう将来的には、やはり1つの状況としてイメージすると食品安全委員会がやはり中心的な情報網の管理をして、個別の事例にコミュニケーションを図っていく。そういうふうに理解してよろしいのでしょうか。

丸山座長 それは、安全委員会としては当然そうでなければいけないわけでございます。ただ、近藤先生の御指摘のように何か起きても、食品安全委員会というものはどのように動いているんだというのが、国民の方から見えてこない。そういう内容も含まれているかなと思うんですが、いかがでございますでしょうか。

杉浦情報・緊急時対応課長 食品安全委員会の任務というのは、やはりリスク評価であり、リスクコミュニケーションでございますので、なかなか緊急事態が発生して、直ちに出勤して、その結果を出して国民に見せるということは、なかなか難しいというか、想定し得ないことかというふうに考えます。

近藤委員が御指摘になった B S E とか鳥インフルエンザにつきましては、やはり初動というのはあくまでも、例えば B S E ですと輸入を禁止するというリスク管理措置になりますし、それから鳥インフルエンザに関しましても、発生の蔓延を防止するというリスク管理措置というのが最初に行われるわけございまして、仮にそういったハザードに関して、リスク評価を行うということになれば時間もかかります。ただ、リスクコミュニケーションのうちのクライシス・コミュニケーションという観点からは、例えば鳥インフルエンザのケースに関しては、情報提供をするということで当委員会も一定の役割を果たしたのではないかというふうに考えております。

丸山座長 事務局長、どうぞ。

齊藤事務局長 今、杉浦課長からお答えしたことはかなり今までの食品安全委員会としてやってきた内容を正確に反映していると思うんですけども、まさに緊急時対応ということになりますと、初動の措置そのものについてはやはり管理を担当している官庁の仕事ということに、これはどうしてもならざるを得ない。

ただ、そういう状況が起きたとき、やはりその状況の分析であるとか、それに関連する情報を国民の皆さんに偏りなく、丁寧に伝える。そういうことでもって、そういう事態に対して冷静に国として対応できるような、そういう状況をつくっていくのが恐らく食品安全委員会で一番期待されていることだろうと思うんです。

少なくとも今までの段階では、委員会としても幾つかのケースがあったわけですが、例えば鳥インフルエンザの場合には、これが直ちに食品の問題であるということではないという状況があって、若干委員会として、初動の部分については多少ためらいがあったというか、食品以外のところで主体的にもう少し対応すべきだという考え方があったんだと思うんです。ただ、国民の期待とかそういう世の中のことを考えますと、食品に関連するような事柄については、やはりもうちょっと積極的にやっていかなければいけないというのが、鳥インフルエンザのときの1つの反省点だろうと思います。また、米国 B S E の発生の時点における対応については、これについては世の中一般的にかなり冷静な受け止め方であったと思うので、あの時点で食品安全委員会が非常に前面に出て、何かをしなければいけないという状態ではなかつ

たのではないかなと思っています。

ただ、それはいずれにしても、個別のもののケーススタディーについては、まだそういう意味で言うと客観的に分析するにはちょっと時間が、まだ十分な時間の経過がないのではないかと、要するに、冷静にそれを分析する状況というのは、もう少し先なのではないかなというふうに、私、ちょっとここは個人的な意見でもありますけれども、そう思っています。

繰り返しになりますけれども、やはり管理に関する具体的な措置そのものは、それぞれ担当官庁の仕事になるわけですから、そこはそれでお任せするということなんですけれども、やはり食品安全委員会の立場として世の中に対して状況をきちんとお知らせする。それに基づいて冷静な対応を取っていただくという、そのところに私どもいわゆる緊急時において期待される役割があるのではないかなというふうに思っています。

そういうことなんで、いろいろ今日お出ししているものについても食品安全委員会がいきなり、例えば何々について、例えば流通その他を停止させるとかという、そういう形にはならないものですから、このマニュアルの中で具体的な、その状況が起きたときに食品安全委員会が取る中身というのは、どうしてもそこがワンクッションをおいて、何しろ抽象的な中身にならざるを得ないというところが紙に落とすと非常にわかりにくいという、そういう部分なのではないかなというふうに思っています。

委員の皆さんの御指摘の中で、特に内容が見えていないので、やはりケーススタディーをやるべきではないかという御意見があったんですけれども、これはちょっとまたいろいろ担当課の方でも少し検討してもらおうかというふうに思います。

丸山座長 ありがとうございます。

先ほどから申し上げておりますように、安全委員会から求めているのは危害要因別の緊急時対応マニュアルを作成するということが課題です。これを具体的に進めていく方法論としてどうしたらいいのかという論議だと思います。

もう少し、このところを御意見があったら伺わせていただきたいと思います。岡部先生なんかいかかでございますか。先生はもう情報のところの中心にいらっしゃるわけなので、こういう危害要因別というものを作っていくと

きにどういうふうに進めていったらよろしいかというようなところ、お伺いいただければ。

岡部専門委員　むしろ、その危害要因別より私は春日先生がおっしゃったようなある程度のフレームがあって、それについて応用を加えていくような形の方が最初の組み立てとしては、わかりやすいなというふうには思っていたんです。余り個別のところ細かいことをやっていくよりは、全体の流れがあればかなりこれを拝見しても共通点があるなというような気はいたしておりました。

それから、何となくまだぼやっとしてつかめていないんですけれども、例えばこの食品安全委員会でこういうマニュアルが、例えば原因別にでも完成したとした場合に、最近の身近な例であれば、今、出ている鳥インフルエンザの場合にはどういうインターベンションができて、どういう効果があったかということが考えられるのか。あるいは、ちょっと前になりますけれども、広域で食中毒事件が起きたような場合に、もしこういうマニュアルがあるとすると、この食品安全委員会があったことによってどういういいアウトカムが予想されるかどうかをちょっと教えていただければと思います。

現実には、今も時々ディフューズ・アウトブレイクが起きているんですが、余り大きい対応はしないうちにまあまあ今のところは収まっているのですけれども。

丸山座長　いかがですか。例えば、ディフューズ・アウトブレイクが起きれば、これは大規模であり広域的であると考えられます。そういうときに、具体的には、安全委員会というのが、どういうふうに動いたんだろうか。あるいは、動けるんだろうかということについて、その辺りを。

それが、今までに作った要綱と、それから基本指針がどのように機能するのか、また何が足りないんだろうかということがわかれば、今後の具体的な作業が見えてくる。そうすると、春日先生のおっしゃるような骨格をまず作っていけばいいのではないか。具体的な作業の仕方としては、田中先生が御指摘のような、例えば、短期間で発生するような危害、長期間で出てくるようなものというふうにして当てはめていけるのではないか。そして、具体的な作業がそこに入っていけるのではないか。私もそのように思うんです。その辺りはいかがなんでしょうか。まず、先ほどの岡部先生の質問の辺りのよう

なところ。

鈴木(章)課長補佐 非常に難しい質問なのですが、私の理解として、今先生の方からの御指摘あったものは、我々の考え方というよりは進め方の1つなのかなと理解いたしました。

今、我々どもの方で示させていただいている資料と、今日、若干乱暴なのかもしれませんが、今までに先生方に検討していただいていたもの、一応その中で連絡要綱のようなものでございますが、本部をつくる手続とかそういうのは一応できていると。その状況の中で、基本的事項から始まって基本指針や基本要綱の中で危害要因別マニュアルをつくらなければいけないという現実到我々直面している。その中で本日我々もよりよいものを先生方の知見等をいただいた上で作りたいということで、本日の会議開催させていただいております。この会議で、一応我々も実はそのようなところ非常に悩んでいるところがございますが、極めて役所的ではございますが、まずつくる場合にはというロジックを考えると要因をまず分けるのではないかとという一般的な考え方。特殊な考え方から入ることは、なかなかできないかと思っておりますので、考え方で御提示させていただいたと。

その中で、先ほどいろいろな御意見いただきまして、私どもの頭の中も大分ブレインストーミングとでも申しましょうか、いろいろできてきて、岡部先生の方からはそういったいわゆる検証なんだと思うんですけども、そういったものをやっていいのではないかとというようなものとして受け取らせていただいております。

つきましては、簡単に申し上げますと、いろいろと前置きが非常に長かったものではございますが、先生のお答えとしては、我々どもがこれが例えば昔の災害とかが、今、起こった場合にはどうかということについて、ここが足りないとかよくなるはずだということについての的確な判断というか、意見というものは現在私個人のレベルでは持ち合わせておりません。ですので、お答えになったかどうかわかりませんが、そのようなものではないかなと考えております。

丸山座長 ありがとうございます。

土屋専門委員 ちょっといいですか。

丸山座長 土屋先生、どうぞ。

土屋専門委員 私が十分理解できないところがあるんですけども、先生方のお話聞いているとますます何か迷路に入りそうなんですけれども、これは冒頭にお話ありましたように、閣議決定した危害要因等について個別に緊急時の対応マニュアルを作成せよと。もう一つは、食品安全委員会も同じようなことを言っているわけですね。

そうしますと、やはり危害要因別に分けて事を考えるということについて、今日の資料の中で2 - 2でお分けになったのは、時間的経過で危害要因を分けてみた。

しかし、「個別の危害要因に対して関係府省と連携して具体的な対応をまとめたもの」は、この要綱に基づいてやろうと。そうすると、各府省にあるものを一通り目を通して見たら、その骨格としてはこういう格好でまとめた方が、うまくいきそうだとということなんです。

私はこれに沿って進める方が非常にわかりやすいと思うんですけども、いかがでしょうか。

丸山座長 ありがとうございます。

その迷路に入りそうだとするのは、座長の私が整理していない責任なんです。今、土屋先生の方からいみじくもある意味でまとめていただいたように、また、先ほどの事務局からの説明のように資料の3の長い説明いただいた中にも、実用的なマニュアルの作成というものがやはり必要なんだと。こういうのを動かしていくときに、やはりどうしても穴があるんだと。それを具体的に分類して、何が起きてもそこにすっと行けるような、そういうものをつくっていかねばいけないということだけは、これは事実なんだろうと思います。そのやり方として、どういうふうにどこから入って行って、どういうふうに分類していくかという、そのやり方の話なんだろうということだと思っんです。

そういう点では、この基本指針とそれから要綱だけでは不備がある、まずいんだということはあるんだろうと思いますので、まずは、この要綱と指針でもって不備なところをもう少し具体的に洗い出してみ、それぞれのシュミレーションをしてみ、そして、ある具体的なものを土屋先生がおっしゃる論議に入ってください。先ほどの田中先生の御指摘のように1つとしては、この資料の2にあるような分類の仕方具体的なものをつくっていき

る。その結果、オーバーラップしているものは除く。そのような具体的な作業に進めてみてもよろしいのではないかなと思うんですが。そんなようなことで具体的な提示をしていった方が、やりやすいのではないか。今日の議論の中で、事務局も大分整理がされてきたと先ほどおっしゃっていただいたので、今回はいろいろな御意見をいただいたというまとめにしておきたいと思います。

勿論、これから具体的な作業を進めるに当たって、個々の先生方にいろいろなお聞きしなければいけないことが出てくるんだろうと思いますので、その節はどうぞ先生方御協力をいただきたいなど、私の方からもお願い申し上げます。何か他に御意見がありましたら伺っておきたいんですが。

よろしゅうございましょうか。

岡部先生、どうぞ。

岡部専門委員 それで、最初の小泉先生の質問にまた戻るような感じなんですけれども、それでその上、下の関係がどうなるかというところのお答えをできれば今ではなくて、お聞かせいただきたいなと思うんです。

この資料の3 - 1、3 - 2、3 - 1ですが、これで緊急時対応の流れ初動対応、委員会内の対応、緊急対策本部編があるんですけれども、委員会は各省庁からいろいろな事件が入ってくると、一方が入ってきて、その協議要請をする「・・・」というのは、それぞれの図にあるんですけれども、その後、結局リスク管理機関等のコミュニケーションをとるというのは、緊急対策本部のところだけにしかついていない。そうすると、この食品安全委員会で話されて、委員会ができた結果、直ちに対応がそれぞれの省庁とどういう関係を持って、実現していくのか、実際の動きとなっていくか。私どもは多分動く方になると思うんですけれども、そういうときに食品安全委員会のところで決められたことがどういうふうに、例えば我々の動きに反映していくかどうかが、まだぴんときていないものですから、ちょっとその辺も今日でなくていいんですけれどもお教え頂ければ。

丸山座長 先生、今、我々と言ったのは、この委員会としてですか。

岡部専門委員 はい、委員会として。

丸山座長 今の岡部先生のところは、今でなくてもと言うんですか、今、お答えいただけるところはあるんだろうと思うんですが。

鈴木(章)課長補佐 では、お答えになるように努めて答えさせていただきますが、まず、マニュアルの関係のいわゆる上下みたいな話でございますけれども、今まで検討してきていただいたときからの整理といたしまして、今日の資料の2 - 1にありますように、各リスク管理機関内の措置とか、そういうのに関しては、そのマニュアルが当然存在し、その管理機関の中の指揮、命令網と権限を持っておりますので動きますということで、整理させていただきます。

関係府省のマニュアルを当然つくるという議論で、こちらの緊急時対応専門調査会、1回目から5回目まで検討していただいたんですけれども、その中で何がつくられたかと申し上げますと、その関係府省を束ねるような仕組みをつくったわけでございます。それが、基本要綱というものでございます。

前回の検討のときの一番最初の資料かと思えますけれども御説明差し上げたものでございます。つまり、上下関係という関係でイエスかノーかで答えますと、上下関係はございません。うちのマニュアルが上にあるということではなくて、あいている部分を補完したというような形になってございます。ですので、それがお答えかどうかというところはちょっとありますが、いわゆる前回の資料ですと3つ柱を書いてありまして、その間をくつつけるようなものが今回つくっていただく基本要綱ですよということを御説明差し上げました。そのような位置づけでつくられたものですので、例えば、上にそれが要綱としてあって、下にぶら下がった形で命令系統が下にきているというものではないということを御理解いただければと思います。

それから、あと緊急時対応専門調査会でございますけれども、私がここでお答えするのは私的な意見に近くなってしまうのかもしれないけれども、マニュアルとかあるいは、緊急時のロジ、そういったところを検討していただくところなのかなと。

当然、マニュアルの中に事後検証ということも記載していただいております。不幸にして我が国において何か緊急事態というのが発生したとします。そうしますと、当然、真っ最中にそれを検証するということとはございませんが、事が落ち着いた後、そういったものについて検証するということはあるのかなと思っております。

当然、先ほどの岡部先生の申されたような過去のものとか、そういったも

のというのも場合によってはあるのかもしれませんが、そういった対応をするのがこの調査会なのではないかなというような理解を私はさせていただいております。

答えになったかどうかわかりませんが、これぐらいで御容赦いただけると助かります。

丸山座長 岡部先生、今日のところはなんて変な言い方ですけど、そういうことで御理解いただきたいと思います。

ほかに、是非という御意見ございましょうか。

土屋専門委員 はい。

丸山座長 土屋先生、どうぞ。

土屋専門委員 私は、司令塔的なものをつくって各府省それぞれに役割があるので、それがばらばらな動きでは対応が遅れてしまったり、穴があいてしまっただけではないので、その役割を果たすものをつくるんだという趣旨に理解していたんですけれど。

杉浦情報・緊急時対応課長 司令塔のようなものをつくるというのは、間違いでもないかと思います。まだ、そういった事態には至ったことはないわけですが、例えば緊急事態が生じて、対策本部をつくらなければならないような事態が生じた場合には、対策本部という司令塔をつくるというのは事実ではないかと思います。

ただ、すべての事態について恐らくほとんどの事態について、こういう緊急対策本部を設置するには至らないことが多いのではないかと思います。その場合には、食品安全委員会、それからリスク管理機関、それぞれの所掌の範囲内で必要な措置をとるということになって、食品安全委員会は必ずしも司令塔のような役割を果たすのではなくて、所掌の範囲内でリスク評価とリスクコミュニケーションを中心に行うということになるのではないかと思います。

土屋専門委員 今の状況だと各省庁がそれぞれの役割は十分に果たしておるんでしょうけども、全体としてどこかに穴があきそうだというお話ですね。だから、その穴を埋めるんだというような、何か非常に消極的なお話なんだけれども、「緊急対策本部を設置する」などとうたってある以上は、これが全体をまとめるという格好に、そういう仕組みにはしておけないんです

か。

丸山座長 どうぞ。

杉浦情報・緊急時対応課長 実は、各府省で個別に対応するのか、あるいは緊急対策本部をつくって対応するのか。対応二種類だけではなくて、関係府省連絡会議という局長級の会議、あるいは課長級、課長レベルの会議、いろんなレベルの会議が既に設置されておりまして、ですから、仮に緊急対策本部を設置しない場合であっても、関係府省間の連携というのはとるような仕組みにはなっております。

ただ、勿論、必要に応じて食品安全担当大臣が判断すれば、対策本部を設置して対応するということになると思います。

丸山座長 大事なことは、やはり食品安全委員会がやらなければいけないのは、リスク評価の部分です。管理の部分は各省庁が担うという、これはこの大原則というものがあるわけなので、どうしてもその範囲の中で今の最大限の努力をしなければいけないということは、それが前提でございますね。今の土屋先生の御意見は、御意見としていただいております。そのほかにございましょうか。

それでは、先ほど申し上げたように、私も含めて何かもやもやしたところもあるんですけども、具体的な例を出して、その作業に入ってみようと思います。その作業の中で万一の場合、こういう個別のものを作らなく、そこまで要らないとこの専門調査会の結論が出るのであれば、それでもよろしいのかなと私自身は思っております。そのように考えてよろしいのでしょうか。事務局の方。

杉浦情報・緊急時対応課長 検討した結果、そういう結論であれば、そういうことで差し支えないかというふうに考えております。

丸山座長 ありがとうございます。では、このマニュアルの件は、一応、ここでもって打ち切らせていただきたいと思います。

それでは、2番目の議題というよりか、これは御説明なんでしょうけれども、資料4に従いまして、米国で発生したBSE問題についてを資料に従って御解説いただきたいと思います。よろしくどうぞ。

杉浦情報・緊急時対応課長 前回3月の会合でも、御説明させていただいたんですけれども、米国のBSEに関する状況について、その後、幾つか進

展がございましたので、説明させていただきます。

お手元の資料4の最初の3枚が、今までの食品安全委員会の対応の経緯でございます。その次に、第3回の日米局長級の協議の概要、その後、局長級の協議に基づいて設置されました、日米の専門家及び実務者会議、2回開催されておりました、その概要を整理した資料を配布させていただきました。

まず、今までの対応と申しますか、前回説明させていただいた以降でございますけれども、4月24日に第3回の局長級の会合が開催されました。このときに、4ページを御覧になっていただきたいんですけれども、3でございますけれども「日米両政府は下記の点について意見の一致をみた」ということで、今年の夏を目途に米国産及び日本産牛肉の輸入再開につき結論を出すべく、日米双方でそれぞれ国内での議論を深め努力するということが決定いたしました。更に、どういったことを議論するかということが3の(2)にございますけれども、BSEの定義、検査方法等、7項目について技術的、専門的観点から議論を行うこととなりました。

更に、(3)にございますけれども、このような議論を行うために、「専門家及び実務担当者会合(WG)」を設置するということが決まりました、更にこの(3)のiiiですけれども、今年の夏までに毎月1回以上、具体的には、5月、6月、7月と1回ずつ開催するということが決定されました、このような決定に基づきまして、6ページにございますけれども、第1回専門家及び実務担当者会議が5月18日及び19日に開催されました。

8ページにございますけれども、第2回専門家及び実務担当者会合が、6月28日から30日まで。これは米国のコロラド州フォートコリンズで開催されました。申し遅れましたけれども、このワーキンググループのメンバーは、4人の専門家、これは農水省、厚労省を代表する専門家と、実務者ということで外務省、厚労省、農水省から1人ずつメンバーが参加しておりました、当委員会からは、私がオブザーバーとして参加しております。

8ページ以降の資料に基づきまして、現在までの議論の結果について、説明させていただきます。先ほど申し上げましたように、6つの項目について議論が行われているわけなんですけれども、まず8ページにIIの1の(1)と(2)がBSEの定義、検査方法についてでございます。BSEの検査につきましては、日本の専門家からは、できるだけ感度の高い検査方法を用い

るべきであるとの主張が行われました。日本では、BSEの確定診断にウエスタン・ブロット、免疫組織化学、病理組織検査という3つの方法が用いられておりまして、このいずれかが陽性であれば、BSE感染牛というような確定診断を行っているわけですが、一方、米国は基本的には免疫組織化学検査だけを行って、これで陰性であればBSEではない。その場合、特にウエスタン・ブロットは行わない。ウエスタン・ブロットについては免疫組織化学検査が行えないような材料についてのみ行うというような方法で行っておりまして、米側からはこのような検査方法は国際的な専門家の意見も参考にして導入したというような説明がなされております。

日本では、年齢を問わない全頭検査が行われているわけですが、これについて米国からは、一般論といたしまして、BSEを含むどのような検査にも検出限界というのがあるのではないかという指摘がございまして、日本の専門家からは一定の月齢以下の感染牛については現在、存在する検査方法では検出できないということを認めております。

1の(3)がSRM、いわゆる感染性が検出されている牛の組織でございますけれども、これについてはSRM危険部位ということで、発生国においてはと畜場において除去が行われているんですけれども、このSRMの除去につきましては、潜伏期間中にある牛については、検査で摘発困難な場合があることを踏まえて、日本においては年齢を問わず全頭からSRMを除去するという事でダブルチェックを二重の安全策をとっておって、米国では30か月齢以上の牛からSRMを除去しているわけなんですけれども、更に強化するよというよいうような必要性も指摘いたしました。これに対して米国は日本に対して、牛肉の輸出を希望しているのであって、SRMの輸出を希望しているわけではないと。

したがって、牛肉がSRMによって汚染されることが問題になっていて、これを防げばいいのではないかという発言がありました。これに関連して、米国で今とられている30か月齢以上の牛から除去するという制度については変えるつもりはないけれども、米国農務省の中に農業販売促進サービス、AMSというプログラムがございまして、これは米国の民間業者が法的に求められている措置よりも厳しい措置をとった場合には、それについて公的に認証するというような仕組みがあるので、この仕組みでもって認証することが

可能であるという説明がなされております。具体的には、一定の月齢以下の牛からのSRMの除去とか、あるいはSRMによって汚染防止が行われていることを証明するようなことは可能であるという説明がございました。

9ページが一番上にございます、2の「米国における規則制定のプロセス」というのが、これは日本からアメリカに牛肉を輸出する際のプロセスでございますけれども、米国からは、日本からの輸出再開に当たって必要な規則制定等の手続についての説明がございまして、こういった手続をとるにはかなり時間がかかるという説明がございました。ただ、日本産の牛肉そのものについて、科学的な見地からはBSEリスクの問題はないと考えているという説明がございました。日本側からは、今年の夏を目途に日米双方向の再開につき結論を出すという議論を行ってきているので、そういった点を十分配慮してほしいという申し入れをしております。

3番目が、牛の月齢の鑑別方法ですけれども、SRMの除去とかBSEの検査に当たっては月齢の鑑別というのが重要なわけですけれども、米国では個体識別の仕組みがなくて、と殺する牛に生年月日を証明する書類が添付されていないということもありまして、歯列によって牛の月齢を鑑別するという方法についての説明がありました。30か月齢以上か以下かという鑑別については、かなり正確にできるけれども、それ以外の月齢については、かなり誤差があると、目安程度の鑑別はできても、正確な鑑別はできないということがデータを使って説明がございました。

4番目に、米国におけるフィード・バンでございますけれども、これはBSEが広がるのを防止するために飼料として肉骨粉を給与することを禁止する規制でございますけれども、米国ではSRMは飼料の原料として使われていたりすることもありまして、米国に対しては更に厳しい措置をとる必要があるのではないかという指摘をしております。

5番目に、米国におけるサーベイランスの現状でございますけれども、米国からは過去に行われましたサーベイランスの状況について説明があるとともに、今年6月から開始されております、強化されたサーベイランスについて説明がございまして、過去に行われたサーベイランスにおいても国際的な基準は十分満たしていると。強化されたサーベイランスにおいては、仮に1,000万頭当たり1頭BSEの感染牛がいれば摘発できるだけの統計上の

頭数をやっているという説明がございました。日本からは、OIEの国際基準を満たしているかどうかについては、検査した対象牛がそのOIEが定義している牛でない可能性もあるということで、サーベイランスとしての評価には議論の余地があると。最近、米国で発見された1頭目の牛が歩行困難牛であったとされているんですけども、そうでなかったという報道もなされておりまして、1件目のワシントン州のダウンナー牛問題、カナダからひき肉が不正に輸入されたという問題が報道されておりましたので、これらについての事実確認を行いました。ワシントンの1頭目につきましては、確かに記録上はダウンナー牛であったという説明がなされております。カナダからの不正に輸入されたひき肉につきましても、これは原料となった牛肉そのものは全く問題がなかったけれども、輸入が認められていない形状であるひき肉に加工されていたということだけが問題であったという説明がございました。テキサス州でサーベイランスの対象とすべき牛が検査されなかった問題についても、情報提供を求めています。

最後のページですけれども、米国のBSEリスク区分ということで、米側からはOIEの国際獣疫事務局の基準に従えば、米国では過去のサーベイランスもOIEの条件をきちんと満たしているし、発見された感染牛についても、国産牛ではなくてカナダから輸入された牛であるので、暫定清浄国に区分されるというような説明がありました。ただ、日本側からは、米国が言っている、そのサーベイランスの基準を満たしているという点については、議論の余地があるということ。今後、強化されたサーベイランスの結果も待つ必要があると。更に、現在OIEでリスク区分の基準について改正するという議論も行われているので、こういった議論の行方も考慮しながら、更に議論を進める必要があるというような指摘を行っております。

IIIでは、たまたま前回のワーキンググループ会合のときに、米国でBSEが疑われる牛が発見されたという発表がございまして、たまたま会議中にその結果が出まして、確定診断の結果、陰性であるという説明がなされたということでございます。

以上が、現在、日米間で行われているBSEに関する協議の最新情報でございます。また進展がございましたら、随時説明させていただきたいと思っております。

丸山座長 ありがとうございます。今、BSE問題とその安全委員会の対応ということも含めて、お話しいただきましたが、何かこのことについて御質問、御意見ございましょうか。

ありがとうございます。

それでは、ほかに事務局から何か御提案とかそういうものはございましょうか。

杉浦情報・緊急時対応課長 特にございません。

丸山座長 次の専門調査会というのについては、何か計画はどうかというのはあるのでしょうか。

鈴木(章)課長補佐 次回ですけれども、いただきましたたくさんの宿題等を片付けながら、協力をさせていただいて、作らせていただき、目標といたしましては、秋ぐらいには、また会合を開きたいと考えております。

丸山座長 先生方から、何か特に御発言ございましょうか。

それでは、以上をもちまして、第6回の「緊急時対応専門調査会」を終わらせていただきます。御協力どうもありがとうございました。これで終わらせていただきます。